

令和 8 年

第 1 回 三川町議会臨時会会議録

令和 8 年 1 月 1 5 日 開 会

令和 8 年 1 月 1 5 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 1 月 1 5 日 (木) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議第 1 号 令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 5 号)	3

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 1月15日（木） 午前9時30分開会

 日程第 1 会議録署名議員の指名

 日程第 2 会期の決定

 日程第 3 議第 1号 令和7年度三川町一般会計補正予算（第5号）

○ 閉 会

- 議長（町野昌弘議員） ただいまから、令和8年第1回三川町議会臨時会を開会します。
(午前 9時30分)
- 議長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 議長（町野昌弘議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 小野寺正樹議員、6番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。
- 議長（町野昌弘議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長長の報告を求めます。1番 志田徳久議員。
- 1番（志田徳久議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る1月8日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。
本臨時会には、町長提案として、令和7年度一般会計補正予算1件であり、会期については、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、審議状況等を考慮いたしまして、本日1日間と決定を見たものであります。
なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。
- 議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。
- 議長（町野昌弘議員） 日程第3、議第1号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第1号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第5号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。
本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,762万1,000円を追加し、補正後の予算総額を60億3,098万5,000円といたすものであります。
その内容につきましては、昨年11月、国の総合経済対策として、物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者を引き続き支援するため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の拡充が閣議決定されたところであり、その交付にあたり、予算措置が必要となったことから、所要の額を追加補正いたすものであります。
まず、歳出であります。物価高騰に対する予算といたしまして、3款民生費については、社会福祉総務費、老人福祉費、障害者福祉費及び児童措置費の追加補正、7款商工費については、商工振興費の追加補正であり、10款教育費については、学校給食費の財源更正であります。

また、8款土木費については、道路維持費に緊急的に対応が必要になった道路敷にかかる樹木伐採費用について、所要額を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。国庫支出金に物価高騰にかかる「地方創生臨時交付金」等を計上し、その他歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員）　これから質疑を行います。2番　鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員）　今回補正予算として提案されております、いわゆる物価高騰対策に関する委託料についてであります。私も様々と勉強させていただきました。令和7年、昨年12月16日に内閣府地方創生推進室から交付になっておりますこの度の補正予算に関する令和7年度補正予算の成立を踏まえた重点支援地方交付金の取り扱い等についてという事務連絡の内容を熟読したところであります。

これを見るにつけ、非常に今一緒に提案されております社会福祉予算、それから児童福祉、同様に町民各位にも現金給付すべきだろうという観点で質問させていただきますが、当初、私どもの手元に届きました本日の議案については、第2条として、この特に町民各位に配布されるクーポン券の事業費については、繰越明許費として来年度、令和8年度に執行するというような形での提案があったわけですが、急遽私の動向を察知してなのかどうか分かりませんが、前回は修正動議を出そうと思いましたが、急遽議案の条例改正がなされたということで、非常に憤りを覚えたことをまた思い出したところでありますが、繰越明許を取り下げたということについての理由をお伺いします。

先程申し上げました12月16日付けの事務連絡を熟読すると、繰越明許は、これは許されない事業なのだなということは私なりに理解しております。間違いなく令和7年度中の事業実施が求められているものという理解をしておりましたので、当然ながら繰越明許費の取り扱いは削除されるものだろうというように考えての質問であります。それに加えて、その繰越明許を取り下げたということと併せてこのままの予算要求であります。いわゆる商工会の方に委託料として丸投げするということになりますと、この事務処理が年度内に終わるのかどうかということが非常に危惧されるところであります。まずはクーポン券の配布ということになりますと、この事務連絡にも書いてありますが、会計検査院からクーポン券、商品券の配布についての執行状況について明確に確認した上で、未執行の部分については、国庫返還金ということで返すようにしなさいというようなことが事務連絡にも明記されている。そういう中で、おそらく年度をまたがざるを得ないだろうという、このクーポン券配布の事業について何ら問題ないというように考えての繰越明許費を取り下げたものかどうか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員）　中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長）　まず、今回の議案の訂正に関しまして、今回、繰越明許として設定した部分を削除いたしまして、再度提案をさせていただきました。これに関しましては、議会の運営規定に則った形での提案でございますので、特に問題はないものというように理

解をしているところでございますけれども、提案を取り下げた理由といたしましては、先程のお話の中にもありましたけれども、今回7款の商工費に計上しております物価高騰家計応援クーポン券発行事業、こちらの執行に関しまして、以前説明をさせていただいた時点では、こちらについては全額繰り越しをして、令和8年度に実施をしまっているというような説明をさせていただいたかと思えます。

町といたしましても、なるべく町民の皆さまにこのクーポン券を早くお届けをして、この物価高騰の中でそういったものが活用できるようにしたいというような思いがあったところでもございましたが、それにつきまして、商工会、委託先の方との調整等を図る中で、令和7年度内からのスタートが可能であるというような見込みが立ったところでもございます。そういったことから、今回、全額繰越明許をするというような形で考えていたところでもございましたが、そちらの方を一旦取り下げさせていただいて、令和7年度にまず執行できる分、そして先程繰越明許はできないというなお話もございましたけれども、今回の規定の中におきましては令和8年度に繰越明許は可能でございます。そちらははっきりと国の方からも通達が出ているところでもございますので、令和7年度にまず執行できる事務費であったり、クーポン券の一部の方は令和7年度に執行、更には令和8年度の方に繰越明許をするということで、事業費等の繰越明許の額については、3月の段階で改めて繰越明許の設定をさせていただきたいというように考えているところでもございます。

この交付金の返還についてというお話もございましたけれども、基本的にはまず令和8年度に繰り越しをして、まずこのいただいた交付金に関しましては、全額町民の皆さまに活用していただけるように努めてまいりたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 説明ありがとうございました。つまりは今回の繰越明許費については、議案としては計上せずに、3月に改めて執行残の部分については繰越明許で令和8年度に繰り越すという考え方だと思いますので、その流れについては確認させていただきました。つまりは、事業そのものはやはり町当局としても令和8年度に入っていくと、その一部の事務執行が令和8年度までまたがってしまうということは、推測の上での事業設定という理解でいいわけですね。了解しました。

次の質問ですが、今回、クーポン券を配布するということについてでありますけれども、他町村でも確かにクーポン券を配布するというようなことでは、身近なところでは鶴岡市辺りが5,000円のクーポン券を配布するというようなことになっておるわけです。県内の他の町村を見ましても、1万円台、1万2,000、3,000円というレベルが多い中で、三川町の場合は2万円という非常に他に例のないような高額なクーポン券というようにことでの考え方について、どういった基準で判断されたものか、念のためお伺いしたいと思います。これは国からの交付金については、臨時地方交付金については様々な使い方が各自治体に任せたと内容のようでありまして、その中では直接事業者、商工業者、また生産業、製造業者等への支援策というような選択肢もこの事業の中にはあったようではございますけれども、本町の場合は、そういった民間企業、事業所、個人商工業者に対しての手だてというものは一切行わずに、

全額町民へのクーポン券の配布に振り分けたという考え方なのか、念のため確認したいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 三川町といたしまして、今回、町民の皆さまに給付する金額といたしましては、2万円のクーポン券ということで検討をいたしたところでございます。国の方から総額として三川町の方に交付される額が今回示されまして、更には県の方からもクーポン券の活用に関して上乘せ分も加算をされました。それを踏まえまして、本町として様々検討してきたところでございますけれども、今回、クーポン券のほかにも高齢者の世帯と申しますか、灯油等の交付金の部分であったり、更には介護事業所または障害者の事業所等にも一定の額を交付するというところで、そういった部分も加えて、更に本町といたしましてはどういった形で交付するのが一番いいのかということを考えてところ、そういった住民の方に一人ひとりに還元するのが一番いいのではないかというような判断の中で本町として交付できる額を探ったところ、2万円という数字になったというのが今回の経過でございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 障害者施設等への交付金ということ以外に、私が質問したかったのは、地元の町内の商工業者、製造業者等に対する支援という考えはなかったのかどうかというところでしたので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 商工業者に対する支援ということでございますが、国の方では、一定以上の賃上げを行う事業者に対する支援等を検討しているということでございました。ところが、商工会の方にも確認をしたんですが、事業者からそういったようなものに対する要望が実際にはなかったということがございました。その要因としては、やはり今、一時的に支援を行ったとしても、賃上げを行った場合、その後継続して賃金の引き上げを行わなければいけない、その負担をする原資がないというようなこともございましたので、なかなか事業者の方からの要望がないというようなことがございましたので、今回は見合わせたところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 私からもクーポン券に関して質問をさせていただきます。先程来質疑をお伺いしておりますと、少し令和7年度にも事業着手をするというような説明がありましたので、事前に説明を受けた内容が変わっていないかどうかの確認をさせていただきたいと思います。事業の詳細な内容について再度お伺いします。使用時期、また基準日、交付方法、また加盟店等の事業の詳細の説明を一度お伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 事業の詳細ということでございました。12月に議会全員協議会の方を開催させていただきまして、その後、変わったところというところについては、まず基準日が令和8年2月1日に設定し、3月に配布といったところが変更になっていると

ころであり、使用期限7月31日という点は変わりはありません。

具体的な内容ということでございますが、基準日を令和8年2月1日に設定し、2月中に給付対象者の確定を行い、クーポン券の発行につきましては、今年度6月にクーポン券の発行事業を行っておりますので、そのクーポン券のデザインを踏襲する形で印刷を行うことにしまして、2月の下旬ごろには納品していただくことを見込んでいます。その後、郵送の準備等を行いまして、3月上旬にはクーポン券を発行できるよう準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、町民へのクーポン券の早期の配布を優先するために、クーポン券の発行事業に参加していただく事業所については、確認作業、クーポン券の印刷や袋詰めと並行して行わせていただくことを想定しております。そのため、クーポン券の配布時点では、使用可能な店舗、飲食店等の確定が行えないというような状況になりますので、使用開始になるまでに町のホームページやLINE等に活用できる店舗の方を周知していく予定で進めているところでございます。なお、使用できる店舗について事業チラシも作成し、改めて全戸配布も行うことで予定しているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ただいまの説明の中で、使用期限について少し不明な点がありましたので、再度お伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 使用期限については7月31日までを想定しております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 12月で説明を受けた内容より、よりスピード感を増した内容に変わっているかと思われまます。全員協議会で議員からの意見を汲んだ対応だということに捉えております。よって、再度お伺いいたしますのが、まずは3月上旬からという少し曖昧な交付の開始でして、具体的にどのぐらいの日にちを想定しているのか。また、使用期限は7月31日までということで、想定よりは2ヵ月間早まったわけでありまますので、その使用開始日に関しましても、4月1日からなるのか、その具体的な使用期間についてもお伺いしたいと思ひます。

また、先程来繰越明許ということで説明があるわけでありまますが、こちらのクーポン券未執行の場合の国への返還等の手順、令和8年度内に執行できなかった場合の手順等ですね、返還しないための方策等、このクーポン券に関しましてありましたらお伺いしたいと思ひます。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） クーポン券の配布時期、3月上旬というところでございますが、こちらにつきましては、現在、商工会の方にもお願いしてありまして、できるだけ早くクーポン券の印刷、それから袋詰めができるようお願いをしているところでございます。現時点では、2月の下旬を見込んでいますのでございますが、印刷業者の都合等により若干前後することが想定されるものと考えているところでございます。したがいまして、現段

階では3月の上旬を目途にというようなことにさせていただきたいというように思っているところでございます。

また、使用開始につきましては、これまでは住民から隣の家にクーポン券が届いているにも関わらず、自分の家には届いていないというようなことが過去にはございましたので、できるだけクーポン券が行き渡るころに使用開始日を設定してきたところでございます。しかし、今回はスピード感を持って対応することを重視するために、できるだけ早い時期に使用できるように今後も調整してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 今回の令和7年度執行分に加えまして、令和8年度に更に7月31日まで期限を延長いたしまして執行していくというように、このクーポン券の活用についてはなるわけでございますけれども、未執行にならないように、本町といたしまして、ある程度一般財源の方も加えた形での金額というようになっております。国からの交付いただいた部分に、こちらの予算書の方であります、一般財源598万7,000円を加えた形で、町民の方々に2万円の交付を行ってまいります。

やはり交付が100%になるというようにはならないというのがこれまでの例でございますし、更には執行に関しましてもすべて100%に達するというわけではないわけでございますし、人数等も若干増減するものというように見込んでいるところでございます。そういった部分を踏まえまして、一般財源をある程度充てて、国の交付金の方ではできる限り活用させていただいて、そういった未執行にならないような周知なども図りながら、国の方にも返還をなるべくしない形で令和8年度執行してまいりたいというように考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） この度の補正予算の歳入歳出、その対象はやはり臨時交付金というように受けとめております。確か思い出せば、令和2年の新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策から始まり、令和2年、3年、それから4年は予備費を充当して、3年間新型コロナウイルス対策に充ててきたというように思います。そしてまた、令和5年、6年、そして7年というこの3カ年は、いわゆる物価高騰対策というように私は区分けしております。そのために、自治体としては、国からの交付金は望むところでありますけれども、その都度、やはりその反面、その都度受け取った地方自治体は、その交付金の活用において何の事業にそれを充当していくか、また事業の対象者をどのように絞っていくかといった、そうしたいわゆる重点的、効果的に知恵、工夫を凝らしてきたというように、当局の事務作業が大変だったなというように私は今思い出しております。

今回もクーポン券の発行事業がほぼ臨時交付金のほとんどを占めておりますけれども、1世帯当たり大体一人2万円ですので、2万円から家族によれば10万円某というように幅が広いわけでございます。全員協議会の説明の中でも少し触れておりましたけれども、やはり一つの金券でありまして、現金とさほど変わらないというように私は理解しますので、本来でありますと、現金書留はもう少し費用が、郵送料がかかるというように私は認識しており

ます。ただ、この間の説明によりますと、1世帯当たり530円でしたかね、その程度を見込んでおられるようですが、鶴岡郵便局とのそうしたそれぞれの世帯に配布する、いわゆる郵送料になりますかね、その料金の取り交わしはどのような形で、内容も少し触れていただきたいんですが、そこを少しお知らせいただきたいというように思います。

そしてまた、やはり大きなお金を持ち運んでいるわけでありますので、その配送配布事業の中で不慮の事故とか、また、紛失が発生した場合のその補償の対応はどうなるのか、その辺の取り交わしはどうなるのか、その辺の説明を求めたいと思います。

そしてまた、クーポン券は1枚1,000円というように伺っておりますが、1,000円、非常に2,000円よりは1,000円、細かくはなりますけれども、利用者から見れば必ず1,000円に届く商品に手を向けていくわけでもないし、500円ぐらいで済む場合もありますので、でき得ればもう少し細分化して500円券にすれば、私は利用価値、利便性はあるのかなというように思いますけれども、なぜこれを申し上げるかという、株式会社みかわ振興公社のいわゆる田田の入浴料金、これは500円なんです。田田の風呂に入るとき1,000円券を持っていても500円戻ってきませんから、利用する人がいないというように思いますけれども、私は、先程も同僚議員の質問された、いわゆる事業者支援という形の視点を持って、500円券もその中に混ぜていただければ非常に喜ばしいのかなと私自身は思っております。そこら辺の1,000円に定めた、設定した一つの考え方をお知らせいただきたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 大きく3点の質問があったかと思えます。まず、郵便局の郵送料の関係でございます。郵送料については、先の全員協議会の方でも話をさせていただいたとおり、税込み530円の郵送料ということで予定をしております。こちらについては、郵便局との調整を事前に図ってございまして、通常800円程度の郵送費がかかるところを、交渉の結果、530円ということで費用の方を抑えさせていただいたということになっています。

それから、もし万が一、配達物が紛失、盗難等にあった場合の補償の件でございますが、こちらについても事前に打ち合わせをさせていただいてございまして、1件当たり最大30万円までの補償を行っていただくということで予定をしているところでございます。まだ契約は行っておりませんが、そのように事前に打ち合わせを取り交わしさせていただいているところでございます。

それから1,000円券、細分化できないものかというようなご質問でございました。総額2万円のクーポン券を配布するにあたりまして、1枚当たり額面1,000円を設定させていただいているところでございますが、仮に額面500円とした場合、個人に対しては40枚のクーポン券が配布されることになります。

本町では最大10人世帯がございまして、その世帯には400枚のクーポン券が配布されるということになるかと思えます。500円券にした場合、1,000円以下の買い物にも使えるということになってくるわけですが、町民にとりましては確かにメリットがあるかもしれませんが、買い物する際の煩雑さ、それから事業者、店舗側の管理、精算の事務の煩

雑化等を考えまして、1,000円とさせていただいたところでございます。1,000円のクーポン券以外に500円券を混ぜるといふようなことも検討していただきたいといふようなことでございますが、その場合にはクーポン券の印刷にまた通常以上の費用がかさんでしまう。それからクーポン券の仕分け作業、袋詰め作業にも時間が要するといふことで、事務費用が、委託費用がまたかさんでしまうといふこともございましたので、クーポン券の金券の単価については統一させていただいたところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ありがとうございます。まず、郵便業務、大変私1世帯ごと回って、また領収の確認をいただくといふような作業も大変時間が要するのかなといふように思います。町内どういった体制でその配布作業が進められていくのか、具体的に教えていただきたいといふように思います。どのような体制を講じて、その1世帯ごと全町内を回るのか、そこら辺の具体的なお話をいただきたい。

それから、500円券にすると、いわゆる事務的な煩雑さ、また印刷費の増額、それも当然見込まれるわけですが、やはり利用者の立場になれば2万円分のうちの1万円分は500円券とか、少しはその辺の配慮も必要かなといふように私は思った次第です。

もう一つ、こういった臨時交付金のいわゆる自治体へ入ってくる使い方、また生活者に対するいわゆる配布の仕方、こういった形が何回も同じように繰り返されていくのかな、大変な費用もかかるわけですので、改めてこうしたやり方よりは少しずつ、やはり公金の受取口座の登録制度をもう少し充実させて、やはり現金給付の方に力を入れていくような形を望めないのか、そこら辺の考え方を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 郵送の具体的な対応についてでございますが、そこまでまだ郵便局等と詰めているところではございませんので、お答えできかねるところでございます。ただ、郵便局の打ち合わせの中では、実際に配達した際に不在の家庭には不在票を投函し、再度配達を依頼できるような体制をとるといふことで伺っているところでございます。

それから、公金の受け取りの関係でございます。趣旨としては、マイナンバーカード等を活用するといふようなことになってくるのかなといふように思っているところでございます。本町におきましては、マイナンバーカードと銀行口座の紐づけが行われている方につきましては、全体の6割程度にとどまっているところであり、18歳未満の子どもにつきましては、ほとんど紐づけが行われていないというのが現状であります。また、紐づけが行われている場合であったとしても、登録されている銀行口座を失念しているケースが見受けられたり、更には登録されている口座情報が更新されておらず、マイナンバーカードの情報は更新されているものの、住所の変更、それから婚姻等による氏名の変更等が行われていない銀行口座も確認されているといふことで伺っているところでございます。このようなことから、マイナンバーカードに紐づけされる口座を一律に活用することは、現時点ではかえって手続に時間を要することになるのかなといふように考えているところであります。現状としてはこ

のような形になろうかと思えます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） ただいま様々質疑応答で、細かい補正予算の内容、考え方について、また改めて考えさせていただいたというところではありますが、非常にクーポン券の、特に物価高騰家計応援クーポン券発行事業、この事業の予算につきましては事務の煩雑性、また今説明がありましたとおり、商品券のコスト高、更には郵送料についても530円という通常の文書でのやりとりからすれば、非常に高額なコストがかかるというようなことも鑑みまして、修正動議を提案いたします。

○議 長（町野昌弘議員） ただいま鈴木淳士議員から動議の提出がありました。

○議 長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前10時10分)

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前10時30分)

○議 長（町野昌弘議員） この動議は地方自治法第115条の3及び会議規則第15条の規定により成立しました。

職員に修正案を配付させます。

(書記配付)

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 今議長の進行上で修正動議が成立したということですが、修正動議には議員の賛同者の方が必要と私は理解しておりますけれども、その辺どうなっているのか伺いたいと思えます。

○議 長（町野昌弘議員） 地方自治法第115条では1/12の議員がいればよいということで本町の議員は10名なので1名でいいと。会議規則の方では他に1名とありましたけれども法でそういうようになっているのでそこはいらないということで確認しておりますので成立します。

では続けます。修正案について趣旨説明を求めます。2番 鈴木淳士議員、登壇願います。

○2 番（鈴木淳士議員） ただいま上程されました議第1号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第5号）」に対する修正動議について、その内容と提案理由を説明いたします。

まず最初に、修正動議の取り扱いについて、今、同僚議員から質問がありましたが、議会運営上、動議というもののほかに修正動議という区分がございます。動議全体については、修正動議を含め、議会の運営上の動議等、諸々の動議があるわけですが、一般的な動議を提案する場合には、先程質問者からありましたとおり、賛同者が1名以上必要ということではありますが、こと修正動議、これは予算に関わる話ではございませんけれども、当局から提案された原案に対しての修正動議の場合は1/12以上、つまりは0.8人、1人の提案者があればこれを受理しなければならないという制度設計になっておりましたので、今後の誤解のないように参考までに申し上げたところでございます。

では引き続き提案理由について説明いたします。内容につきましては、配付されました資料をご覧ください。2枚目が修正案でありまして、議第1号「令和7年度三川町一般会計補

正予算（第5号）」の一部を次のように修正する。第1条中、1億7,762万1,000円を1億7,649万3,000円に、60億3,098万5,000円を60億2,985万7,000円に改め、第2条を削除する。第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改め、第2表繰越明許費を削除する。この提案内容につきましては、第2条を削除する。つまりは先程質疑応答でもありました繰越明許費につきまして、本日町当局からの訂正があったわけですが、敢えて繰越明許というものが当初当局から提案あったという履歴を残すために修正動議には記載したということでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

続いて、この提案理由について詳細について申し述べますが、この度の補正予算第5号の歳出7款商工費1項商工費2目商工振興費の物価高騰家計応援クーポン券発行事業業務委託料については、国の政策による地方創生臨時交付金が主たる財源であり、町の一般財源である普通地方交付税を加算して業務委託するための補正予算案と理解しております。本来、この事業については、物価高騰の影響を受けた生産者や事業者を引き続き支援するためのものであり、特に食料品の物価高騰に対する特別加算として、国全体では4,000億円が含まれているとの趣旨説明が内閣府地方創生推進室からの令和7年12月16日付け事務連絡に明記されているほか、この事務連絡の中には提出期限が1月23日金曜日までと設定されている実施計画に記載して報告できる対象事業の条件として、令和7年度予算に計上され実施される事業と明記されております。

そして、当該交付金活用にあたっては、留意点として迅速かつ効率的、効果的実施の観点から、速やかな支援や事務コスト削減の実施を図っていただくこと、更には会計検査院の指導事項を踏まえた留意事項として、商品券の未換金があった場合の返還方法を検討することなどが指示項目として記載されております。特に、国が行うこの事業の実施状況調査への協力依頼ということにつきましては、注意事項として、今般の経済対策においては、経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民に支援を届けるとされたところであり、予算計上時期、実施開始予定時期などを定期的にフォローアップさせていただく予定なので、早期執行の必要性について十分理解の上、協力いただきたいという注意事項が明記されております。

今紹介いたしました重点支援地方交付金の取り扱い事務連絡のキーワードは、速やかな支援、一刻も早い支援、早期執行の必要性、そして事務コストの削減であり、その結果として令和7年度予算に計上され実施される事業を当該年度事業として認めるという基準で規定されているところであります。このように、迅速性と低コストを求める事業予算について、クーポン券発行に伴う印刷コスト、仕分け作業の人員費、相当の時間を要するということから、今町当局で計画しているクーポン券発行事業を選択することは、国が求める対策事業の基本的原則に鑑みれば、三川町議会として軽々に容認できる事業ではないということも、議員諸兄は強く感じられていることと存じます。

このような中で、令和2年度に実施されました特別定額給付金が世帯主に一括給付されたことを思い出しまして、当時の三川町の事務処理を所管するソフト会社に確認したところ、当時の振込口座番号のデータは存在しているはずでありまして、その後の口座変更を文書で確認する事務処理が必要となるものの、令和2年に開発しましたシステムについては、当時

の予算として275万2,200円の負担を求めたものの、このシステムを再利用ということであれば、相当安価に提供できますという回答を得たところであります。

また、町民の多くが現金給付を望んでいるという声も耳にいたしまして、改めてこの重点支援地方交付金の食料品の物価高騰に対する特別加算に関する資料を確認しましたところ、支援の対象や支給方法については、全世帯に対しての現金給付が可能であると記載されていることのほかに、留意事項として、速やかな支援の実施や事務コストの削減が図られるよう工夫するという文言が、先般、議員諸兄に配られた資料の中にも記載されております。

こういったことから、この度の修正動議を決断いたしましたものであります。その修正動議の概要としましては、郵便料金の令和2年度決算が64万1,634円でありましたので、クーポン券配布の530円単価から見れば、83円から110円の改定率を乗じましても85万円が必要ということで計上いたしました。また、電算処理委託料については、先程紹介しました令和2年度決算275万2,200円でありましたけれども、新たな開発費等が加算されていたため、この高額になったわけではありますが、再利用とする場合であれば、交付金として各世帯への指定口座に送金するという事業であれば非常に安価な委託料で可能であるということでありましたが、余裕のある予算ということで、修正動議につきましては、システム委託料については200万円を計上しております。間違いなくこの200万円も減額になるというように考えられるところであります。したがって、一般財源の持ち出しは、当局からの予算計上では598万7,000円でありますが、112万8,000円減額の485万9,000円を計上したところであります。

このように、町の一般財源の負担も必要最小限の金額に抑制しつつ、かつ、町民各位へは可及的速やかな送金ができる事業展開を目指すことが、この度の物価高騰対応重点支援事業の本来の目的であることを議員諸兄からも十分理解いただくとともに、ぜひとも修正動議にご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案者としての修正内容に関する説明といたします。良識ある三川町議会として、冷静な分析、適切な判断を下したという将来の評価に繋がるよう、議員諸兄のご判断をよろしくお願い申し上げます。なお、実務的には、先程来申し上げておりますとおり、各世帯への往復文書にて振込口座を確認した後は直ちに振込処理が完結できるというように見込まれることから2月、3月の初めごろにはこの事業が実施されるものということを推測いたしまして、補足説明とさせていただきます。

○議 長（町野昌弘議員） これから修正案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、原案賛成者の発言を許します。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 修正案に賛成の立場で討論を行います。

厚生労働省の2024年の国民生活基礎調査によると、生活が大変苦しい、やや苦しいと答えた人の合計は58.9%となり、特に大変苦しいと答えた人は前年より1.5ポイント増えて28%となっています。3割近くの人が大変苦しいと。生活が苦しくなっている大きな要因は、物価高とそれに追いつかない賃金にあり、消費者物価指数は11月に前年同月比で2.9%上昇し、51ヵ月連続の上昇で、このような状況のもとでの重点支援地方交付金であります。

所管する内閣府は、昨年11月にすでに事務連絡を自治体向けに発出しており、その前文で可能な限り年内での予算化に向けた検討をと強調しており、住民の暮らしを支えるために早期の事業展開を求めています。町民からも「何でも高くなって暮らしが大変で、ことに年度末には進学や就職などで更に物入りとなるので大変だ」、また、「電気、ガス、水道、冬場は灯油などの光熱費も含め、また衣類や食料品など日々の買い物もカード払いなどで口座引き落としとなっているので、通帳に。」との声があります。今、町民から求められているのは、使い勝手の良い現金給付であります。このようなことから、年度内での早急な給付を求め、本修正案に賛成といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第1号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第5号）の件」を採決します。まず、本件に対する鈴木淳士議員により提出された修正案について採決します。

本修正案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立 3 名 不起立 6 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立少数であります。したがって、本修正案は否決されました。次に、原案について採決します。原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立 6 名 不起立 3 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立多数であります。したがって、議第1号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって、令和8年第1回三川町議会臨時会を閉会します。

（午前10時50分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和8年1月15日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番